

社会福祉法人 なにわの里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 なにわの里(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第14条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をした時は、旅費規定に基づき、旅費を支給する

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の常勤役員等の報酬の額は、別表第1の定めによるものとする。

- 2 職員が理事長を兼ねる場合は、職員給与との差額分を役員報酬として支給する。
- 3 職員が理事を兼ねる場合は、役員手当に換えて理事報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬、賞与については職員に対する給与及び賞与の支給日とする
- (2) 退職手当については退職日以後1ヶ月以内に支給する
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があった時には、立て

替え金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により1円未満の端数が生じたときには四捨五入により計算する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000 円
理事	月額 150,000 円

別表 2 (常勤役員等の賞与)

役職名	賞与の額
理事長	月額報酬×職員標準支給月数

- 1 職員が理事長を兼ねる場合は、職員としての賞与は支給しない。
- 2 職員が理事を兼ねる場合は、常勤役員としての賞与は支給しない。

別表 3 退職手当

- 1 独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業制度に基づき計算した退職手当相当額と大阪民間社会福祉事業従事者共済会第一退職金制度に基づき計算した退職手当相当額の合計。
- 2 職員が理事を兼ねる場合は、役員としての退職手当は支給しない。
- 3 職員が専従の常勤理事長となった場合は、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業退職金と大阪民間社会福祉事業従事者共済会第一退職金の支給を受けるため、両制度に継続して加入していた場合の退職金総額との差額相当を支給する。

別表 4 非常勤役員等の報酬

評議員(評議員会への出席)	10,000 円/回
理事(理事会への出席)	同上
監事(監事監査への出席)	同上

その他、法人業務のための出勤 10,000 円/日